

## 議案第 81 号

あきる野市議会議員及びあきる野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 11 月 27 日

提出者 あきる野市長 中 嶋 博 幸

### 提案理由

公職選挙法施行令の一部を改正する政令(令和 7 年 6 月 4 日政令 200 号)が施行された。このことに伴い、あきる野市議会議員及びあきる野市長の選挙におけるビラ及びポスターの作成における公費負担額の引き上げを行う必要がある。

あきる野市議会議員及びあきる野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

あきる野市議会議員及びあきる野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成 7 年あきる野市条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条中「7 円 7 3 銭」を「8 円 3 8 銭」に改める。

第 11 条中「5 4 1 円 3 1 銭」を「5 8 6 円 8 8 銭」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のあきる野市議会議員及びあきる野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。